

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇条例 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 種雄牛馬取扱作業従事職員の特殊勤務手当

第十八条の次に次の一条を加える。

(種雄牛馬取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

第十八条の二 種雄牛馬取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、種雄牛馬の取扱作業に従事する職員が種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取又はこれらの作業の準備のために、種雄牛馬を御する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三十円とする。

第十九条を次のように改める。

(県費負担教職員の特殊勤務手当)

第十九条 県費負担教職員の特殊勤務手当の種類は、左のとおりとする。

一 へき地手当

二 多学年学級担当手当

2 へき地手当は、県費負担教職員が交通条件及び自

然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地に所在する学校に勤務したときに支給する。

3 前項の手当の額は、当該学校に勤務する県費負担教職員給料の月額と扶養手当の月額との合計額に当該学校の級別に応ずる左に掲げる割合をそれぞれ乗じた額とする。

- 一級 百分の八
 - 二級 百分の十二
 - 三級 百分の十六
- 4 へき地手当を支給する学校及びその学校の級別の区分は、別表のとおりとする。

5 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校の二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する県費負担教職員のうち人事委員会の定める職員が、当該学校における授業又は指導に従事したときに支給する。

6 前項の手当の額は、勤務した日一日につき、左の区分による額とする。

一 小学校の第一学年から第六学年までの児童又は中学校の第一学年から第三学年までの生徒で編成されている学級における授業又は指導 四十八円

二 二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級のうち前号に掲げる学級以外の学級における授業又は指導 三十六円

別表として次のように加える。

級別	学 校 名
三級	山守小学校野添分校
三級	大山小学校香取分校
二級	興徳小学校板井原分校
二級	竹田小学校大谷分校
二級	竹田小学校田代分校
二級	竹田小学校福山分校
二級	名和小学校神田分校
二級	米沢小学校下蚊屋分校
二級	興徳小学校杉森分校
二級	智頭小学校板井原分校
二級	小鹿小学校中津分校

級	光徳小学校陣溝分校
級	成器小学校上地分校
級	若桜小学校春米分校
級	丹比小学校横地分校
級	上私都小学校明辺分校
級	高城小学校河来見分校
級	高勢小学校柿谷分校
級	上長田小学校大木屋分校
級	名和小学校大山農場分校
級	上中山小学校関見分校
級	逢坂小学校二本松分校
級	黒坂小学校久住分校
級	福栄小学校豊栄分校
級	石見東小学校花口分校
級	米沢小学校御机分校
級	江尾小学校大河原分校
級	溝口小学校添谷分校
級	溝口小学校大倉分校
級	上私都小学校姫路分校
級	若桜小学校来見野分校
級	米沢小学校貝田分校
級	池田小学校落折分校

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、多学年学級担当手当に関する規定は、昭和三十四年九月一日から適用する。(経過規定)
- 2 附則別表第一に掲げる学校については、改正後の条例第十九条第四項の規定にかかわらず、昭和三十四年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間は一級とする。
- 3 附則別表第二に掲げる学校に勤務する県費負担教職員に対しては、改正後の条例第十九条第三項及び第四項の規定にかかわらず、昭和三十四年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間は当該県費負担教職員の受ける給料月額に百分の四を乗じて得た額を同条第一項に規定するへき地手当として支給する。
- 4 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに県費負担教職員に支給された単級手当及び多級

